

里耶秦簡の記録簡と実務

——文字資料による地方官府の運営——

藤田 勝久

はじめに

湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県の里耶古城は、秦代の郡県制に組み込まれた小さな県城である。この地域は、戦国楚から戦国秦の領有となり、秦代には洞庭郡の管轄下で遷陵県の役所が置かれた。したがって里耶古城の城郭と周辺の墓地には、南方社会を反映する考古遺物が報告されている⁽¹⁾。また城内の一号井戸（J1）から出土した里耶秦簡は、秦代の郡県統治を具体的に示す資料群として注目を集めている⁽²⁾。この里耶秦簡は、睡虎地秦簡と張家山漢簡を結ぶ時代の資料であるが、墓葬にみえる南方地域の特質よりも、むしろ秦帝国の全体に施行された制度の統一性を反映しているようにおもわれる。

これまで里耶秦簡の考察では、歴史学や考古学の観点から、行政文書の内容や、歴史地理、行政制度、周辺をふくむ社会など、各方面からの研究が進められている⁽³⁾。しかし私は、こうした文書行政のなかで木牘の形態と用途に注目して、その多くは県廷での文書処理の控えや保存の資料（副本、記録簡）と、官府の運営と管理にかかわる資料群（データファイル）ではないかと考えた⁽⁴⁾。また文書の保存は、簡牌の記載からみて、竹筒に入れる場合があると想定した。

これらは県レベルの役所が、地方行政を集約する基本単位であり、木牘は必ずしも上級官府や下部の機構に送付する命令や報告書の原本ではないことを示している。

ところで、このような県レベルの業務を知るうえで参考になるのは、西方辺境で発見された居延漢簡、居延新簡である。ここでは軍事系統の都尉府の下部にある候官が、県レベルに相当する官府といわれ、とくに甲渠候官では一九三〇年代に約五、〇〇〇枚、一九七〇年代に七、九四四枚の資料が公開されている。⁽⁵⁾ここでは旧簡を居延漢簡、新簡を居延新簡とし、居延漢簡と総称する。これらの居延漢簡は、前漢後半期から王莽、後漢初期の資料である。しかも長江流域の南方と、西方の辺境という地域の違いや、民政系統と軍事系統の官府という違いがある。それにもかかわらず、秦漢時代の文書伝達という原理からみれば、そこには用語や用途に共通性が見えたと指摘されている。⁽⁶⁾

居延漢簡では、中国の簡牘文書学や、大庭脩、永田英正氏などの研究によって、中央の詔書と法令や、命令などが伝達され、下部の官府からは上計をはじめとする報告を上申したことが明らかになっている。⁽⁷⁾ただし漢簡では、逕送する公文書だけではなく、すでに送付の控えとなる資料と、文書や物品に付けられた楬けつの存在が指摘されている。⁽⁸⁾また初山明「刻齒簡牘初探」(一九九五年)は、文書とは異なる形態の木簡に注目して、(一)符、刻券、(二)出入錢穀衣物簡、(三)契約文書簡に分類している。⁽⁹⁾これらの簡牘は、里耶秦簡の簡牌や、祠先農簡と紹介された木牘(出入券)の形態と類似している。

そこで本稿では、里耶秦簡の簡牌や文書、簿籍、出入券と、居延漢簡の楬や簿籍などの簡牘を比較して、秦代郡県制における文書と簿籍の処理や、文字資料による実務について検討してみたいとおもう。

一 文書楯と箭牌の用途

里耶秦簡の「里耶發掘報告」(以下、「發掘報告」)では、つぎのように箭牌を紹介している。⁽¹⁰⁾箭牌の形状は、一端が丸くなっており、もう一方は平らである。半円の部分は、上部を墨で黒く塗り、二つあるいは四つの穴を開けて結びやすくしている。その寸法は、一般に幅が六・七センチで、長さは一〇センチである。内容は、年月日と担当の官員、物品の名称、移送の地点などを記すという。G: 982の箭牌は、幅五・八センチ、長さ一一・八センチである。これは漢簡でいう楯(付け札)にあたり、ここでは物品に対する実物楯と、文書楯に分類されている。⁽¹¹⁾これまで公開された箭牌は、物品の実物楯ではなく、文書楯にあたるものである。

1 卅四年十月以盡四月。吏曹以事箭 (9: 982)

2 遷陵廷尉曹卅一年期会以事箭 (9: 2318)

3 従人論報擇免歸致書具此中。(8: 775)

4 都郷月飢箭 (9: 2319)

5 卅四年四月盡九月。倉曹當計禾稼出入券以計及縣相付受(授)廷 第甲 (8: 774)

1 箭牌G: 982の内容は、始皇帝三十四年(前二二三)十月から四月までの約半年間に、県の吏曹が処理した文書を保存する竹箭に付けられた楯の一種とおもわれる。ここでは年初の十月から、ほぼ前半期の文書が一緒に入れられている。

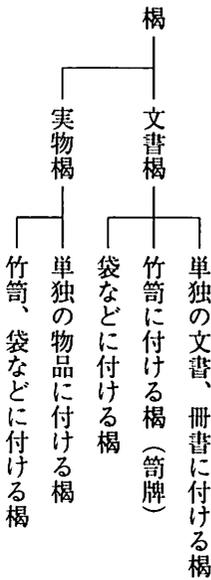
2 G: 2318は、遷陵県の尉曹が、始皇帝三十一年(前二二六)に処理をした文書を保存したものとおもわれる。

3 G: 775は、徭役の免除か、兵役・徭役の期間が終わった内容を示すといわれるが、竹箭に入れた「致書」の付け

札を指すものである⁽¹²⁾。4の9:2319は、月胤という意味が不明であるが、都郷にかかわる月ごとの文書を竹筒に保存したものとおもわれる⁽¹³⁾。

5の8:774は、始皇帝三十四年四月から九月までの半年間に、倉曹が担当する「禾稼出入券」を計算して、県に提出した文書か簿籍の付け札とおもわれる。ここでは1の9:982と同じように、半年(年度の前半、後半)を単位として文書を一括したことがわかる。これは木牘⁽¹⁴⁾にみえる一連の文書で、陽陵卒の「錢校券」を処理した手順とよく対応している。すなわち陽陵県の司空は、最初に三月末から四月初に報告を書き始め、陽陵県では六月末から八月初にかけて洞庭郡に送っているように、半年を意識した処理となっている。

このように里耶秦簡には、吏曹と尉曹の文書や、「致書」、都郷の文書、倉曹の集計にかかわる資料を一括して整理した箭牌がある。これらは箭牌の一部であるが、『発掘報告』によれば、このほかに物品の名称や、移送の地点などを記すものがあるという。したがって里耶秦簡には、漢簡と同じように物品と文書に付ける札があり、これらは基本的に「榻」と総称することができる⁽¹⁵⁾。居延漢簡によれば、文書榻は単独の文書や、複数の文書を収めた袋などに付けるケースが想定されており、とくに竹筒に付ける札が箭牌ということになる。また実物榻は、単品に付ける場合と、袋や竹筒などに一括した場合が想定できる。これを図示すれば、つぎのようになる。



竹筒に文書や名籍を入れるケースは、『奏獻書』の案件一八・「南郡卒史蓋廬擧朔假卒史鵬復攸庫等獄簿」(一二四〜一六一簡)にもみえている。この案件は、始皇帝二十七、二十八年(前二二〇、二一九)に、南郡卒史の蓋廬たちが、攸庫の庫などの事件を再審したものであるが、そこに以下のような記述がある。¹⁶⁾

御史書以廿七年二月壬辰到南郡守府。即下、甲午到蓋廬等治所。其壬寅補益從治。上治它獄。……

● 御史下書別居它筒。● 今復之。庫曰、初視事、蒼梧守窻・尉徒唯謂庫。利郷反、新黔首往擊、去北當捕治者多、皆未得。其事甚害難、恐爲敗。庫視獄留、以問獄史氏。氏曰、……。它如書。

……● 氏曰。効下、與攸守婦・丞魁治。令史駘與義發新黔首往、候視反盜多、益發與戰、義死。攸又益發新黔首往擊破。凡三輩、駘并主籍。其二輩戰北當捕、名籍副并居一筒中。駘亡不得、未有以別知當捕者。……

(大意) 御史の書は、二十七年二月壬辰(十七日)に南郡守府に到着しました。ただちに下され、甲午(十九日)に蓋廬らの治所に届きました。その壬寅(二十七日)に益を補充して従事しましたが、他の獄の取り調べをしておりました。……

● 御史の下した書は、別に他の竹筒に入れております。● 今、これを再審いたしました。庫は以下のように言いました。「私が初めて(攸の県令に)着任したとき、蒼梧守の窻と尉の徒唯が言うには「利郷で反乱があり、新黔首を行かせて攻撃したが、かれらは北に去り、逮捕すべき者が多く、皆を捕らえることができない。逮捕はとも困難で、失敗するのではないかと心配している」とありました。そこで私は、滞っている獄案を調べて、獄史の氏に問いました。氏は、……と答えました。ほかは書の通りです」と。

……● 氏は以下のように言いました。「効が下つたので、私は攸(県)守の婦や丞の魁と事に当たりました。令史の駘と義は新黔首を徵發して対応しました。しかし反乱する者は多く、徵發を増して戦いましたが、義は亡く

なりました。そこで攸県では、また新黔首を徵発して攻撃させました。全部で三回ほど徵発し、それは駘が合わせて名籍を担当していました。そのうち二回は、北で逮捕すべきものと戦いましたが、名籍の副本は一箇の中に一緒に入れておりました。駘は逃亡して、まだ捕らえることができず、未だに逮捕すべき者を区別することができません。……

これによると、南郡守府の卒史の蓋慮たちのところでは、「御史下書」を竹筒に入れて保管している。そして時間が経過した攸県の案件を再審しているが、そのなかに蒼梧の利郷が起こったとき、新黔首の徵発について述べている。新黔首とは、新たに黔首(秦の庶民)となった者たちであろうか。獄史氏の供述によれば、かれらの徵発は、全部で三回ほど派遣したが、その名籍の副本を管理していたのは、令史の駘であるという。しかし駘は、これら三回の副本を一つの竹筒に一緒に入れており、またすでに逃亡しているため、最初に派遣した黔首で逮捕すべき者が区別できないというのである。ここから南郡と周辺の県では、御史の書や、徵発した者の名籍の副本を、竹筒に入れて保管していたことがわかる。このとき文書楬を付けていたかは不明である。

また文書や簿籍の例ではないが、張家山漢墓の遺策には、書物などを竹筒に入れたことがうかがえる。⁽¹⁷⁾

……一箇。有七。 史光筭一(一五箇) □囊一。 書一箇。(三四箇)

注釈では「史光筭」の史光を人名とし、「書一箇」は墓に収められた竹筒を入れた竹筒と理解している。したがって三四箇の場合は、曆譜や「二年律令」「奏讞書」「算数書」「閔慮」の書籍などであるが、やはり一括して竹筒を竹筒に収めている。

このように秦代から漢初には、竹筒に文書や名籍、書籍などを入れたことが確認できる。そして名籍は実際の徵発に使う場合がある。さらに簡牌の用途を考えるために、居延漢簡にみえる甲渠候官の文書楬と比べてみよう。

二 居延漢簡の文書楬と機能

居延漢簡の簿籍については、すでに永田英正氏の研究がある。⁽¹⁸⁾ 永田氏は、簿籍の表紙（標題簡）にあたる簡牘を集成して、簿籍の内容を復元しようとした。そのなかで表紙に準ずる楬の形態に注目して、簿籍や簡冊を整理保存するとき、簡冊の袋にくくりつけたと説明している。ここには機関名や宛先に相当する記載がなく、すべて甲渠候官のものとする。これらは簿籍を総括するもので、簿籍の本文を整理する手がかりになると考えている。ただし楬の形態をもつ簡牘は、簿籍の内容を示すほかに、複数の文書や簿籍を集めた内容を記すものがある。これをもう一度、再検討してみよう。

居延漢簡にみえる文書と物品の楬は、単独の物に付けるほか、資料に一括して付ける場合がある。それを大きさの目安で分けると、一括した資料に付けるⅠ型とⅡ型の楬は、おおむね幅が広く、Ⅲ型の単独でつける楬は幅が一センチ程度である。先の里耶秦簡の箭牌は、このⅠ型の形態である。

Ⅰ型…幅三・五～六センチ程度、長さ七・四～一二センチ程度。これは幅の広い木牘の頭を丸くした形態にあたる。

Ⅱ型…A幅三～三・五センチ程度、長さ五～一〇センチ程度。B幅二センチ程度、長さ七～二三センチ程度。これはやや幅の狭い木牘の頭を丸くした形態で、両側に刻みを入れたものや、頭の角を斜めに切って刻みを入れたものがある。

Ⅲ型…幅一センチ程度、長さ二四センチまで。これは木簡の頭を丸くしたもので、単独の文書や物品の内容とおわれるものが多い。

表1 甲渠候官(居延漢簡)の文書楬

番号	楬の内容(釈文)	幅cm	長cm	図版、甲乙編
I型				
1	五鳳三年「十月盡四」(B面)行亭「書	(6.0)	8.5	45.4A、B、乙41
2	居拱三年「計算簿	(5.0)	10.0	70.13A、B、乙63
3	綏和元年九月以来「吏買茭刺	(4.0)	8.5	84.6A、B、乙73
4	(右欠)吏去署舉	(4.0)	8.5	145.5、乙107
5	五鳳二年八月盡五年四月「□候□名及兵馬」傷死簿	4.0	8.5	174.3A、乙124
6	府檄書□(表面)……元年十月以来言	(4.0)	8.0	210.28A、B、乙150
7	建始四年正月盡「三月四時」簿算	(4.0)	12.0	214.22A、B、乙157
8	(右欠)建始二年正月「盡六月四時簿	—	11.0	217.2A、B、乙161
II型				
1	五鳳五年九月盡甘露三年	(2.5)	8.0	6.11、乙5
2	五鳳元年及二年「□三□(A面)都尉賦書及」清塞下詔書(B面)	(2.3)	10.5	42.9A、B、乙38
3	陽朔二年正月「盡十二月吏病」及視事書卷	3.7	7.3	8.1A、B、甲2446、乙6
4	建昭六年正月「盡十二月吏病」及視事書卷	5.0	9.0	46.17A、B、乙4、甲22445
5	建昭元年十月盡二年九月「大司農部丞簿録簿」算	3.0	10.0	82.18A、B、乙72
6	建始二年正月以来盡「十二月吏除及遣	(3.0)	7.4	84.20A、B、乙73
7	(右欠)九月穀出入簿	—	8.5	113.16A、B、甲644
8	建始元年九月吏六百石「□□□簿(B面)……録	(3.6)	8.8	145.3A、B、甲804
9	陽朔三年二月□□□(A面)十二月吏寧書	1.5	8.0	176.48A、B、甲1007
10	陽朔二年四月「五日盡五月吏」為卒書簿	(2.5)	(7.7)	193.1A、B、乙138
11	更始二年七月盡「十二月□□簿(左欠)	—	9.0	210.1、甲1151
12	建昭元年三月盡「□諸官(餘)責書	(3.0)	7.0	272.29A、B、乙204
13	(右欠)月部士吏候長往來書	—	10.3	283.19A、B、甲1520

*寸法は、労働編『居延漢簡』図版之部(中央研究院歴史語言研究所、1977年再版)による

I型:幅3.5cm以上、長さは7.4~12.0cm

II型:幅3.5cm以下、長さは5.2~10.5cm

木簡の幅()は欠けている部分からの推定

図版のAは正面、Bは背面を示す

表1は、居延漢簡・甲渠候官の文書楬とおもわれる簡牘を整理したものである。ここでは詳細な出土地が不明なため、形態によつて区分している。また参考として『居延漢簡』図版之部の寸法を記したが、これと大きく形態の目安がわかる。これによるとI型、II型の楬ともに、ある月日の単独の文書ではなく、一定の期間をまとめた記載が多い。たとえばI型では、1「三年十月、翌年四月」、2「三年」の一年、3「九月以来」、5「二年八月、五年四月」、6「十月以来」、7「正月、三月」、8「正月、六月」である。II型では、1「五鳳五年九月、甘露

三年」、2「元年及二年□□」、3、4、6「正月〜十二月」、5「元年十月〜二年九月」、9「三年二月□□□十二
月」、10「二年四月五日〜五月」、11「七月〜十二月」などがある。ある月を記すのは、8「元年九月」であり、7「
：九月穀出入簿」などは欠字があるため、一定の期間かもしれない。

榻の内容は、I型の5「府檄書□」や、II型の2「都尉賦書及清塞下詔書」、13「部士吏候長往来書」が注目され
る。これらは下行文書や往来書を一括して保存したものと推測される。一般には簿籍が多く、四時簿、四時簿算、計
算簿、吏病及視事書卷、大司農部丞簿録簿算、穀出入簿、吏寧書、吏為卒書簿、□諸官〔餘〕責書などの名称がみえ
る。

表2は、居延新簡の甲渠候官の文書榻である。ここでは内容を四つに分け、さらに外部の灰堆（廃棄場所）と、塙
内の部屋の資料を点線によって区別している。⁽²⁰⁾これによれば文書榻は、簿籍の標題をこえて、一定期間にわたる複数
の文書・簿籍を一括した名称が多いという特徴がある。

文書関係で、一定期間をまとめた記載には、1「元年〜四年」の詔書がある。これは四年にわたる期間で、候官に
伝達された詔書を保管した可能性がある。4「正月〜十二月」の府移大司農部掾條、5「正月〜十二月」の府移丞相
御史刺史條、6「正月〜十二月」の檄算、7「二年十月〜三年九月」の吏受府記、8「五年十月〜六年九月」の刺史
奏事簿録、14「三年十月〜四年九月」の詣官廩書は、みな一年の期間である。ここでは「正月〜十二月」「十月〜翌
年九月」の区分があり、その内容は、大司農部掾や丞相・御史・刺史に関連する文書と、吏受府記、詣官廩書、奏事
簿などである。これに対して、城内の遺構やF22の部屋から出土した榻では、16「■詔書」の表記が注目される。こ
れは期間を記していないが、詔書に関連する榻である。また18「始建国天鳳二年正月〜十二月」の郵書駅馬課や、19
「建武五年十一月以来」の告部檄記算卷、20「建武七年四月以来」の府往来書卷のように、王莽期以降でも、一定の

期間を示す楯となっている。

吏卒と戊卒、名籍関係では、1「吏卒被兵簿」、20「戊子胡虜攻隄吏卒格闘隄別名及刺卷」の名称だけのものや、2「元年正月」の吏妻子出入関致籍、4「元年正月」の渠卒責卷、6「二年」の吏遣符算、8「二年十二月」の不侵部名籍、9「四年六月」の罷卒吏名及課、16「二年二月」の吏卒隄致のような楯が多い。しかし期間がわかる楯では、3、6、13、14のように一年の記載や、5「二年五月以来」の吏対會入官刺、7「元年正月く十二月」の吏卒日迹簿、10「五年正月く十二月」の吏除遣及調書□□、11「三年正月以来」の吏除及□使□□調、15「三年正月く五年三月」の吏四時名籍、17「二年五月く六月」の隄卒名籍、19「元年八月以来」の吞遠倉隄吏卒刺など、長期にわたる区分がある。ここで注意されるのは、15「三年正月く五年三月」の吏四時名籍で、その内容は三ヶ月の四時名籍でありながら、それを二年以上にわたって一緒に保管していることである。これは文書楯が、単独のタイトルを示すだけのものではなく、明らかに複数の名籍を一括するケースがあることがわかる。

簿籍関係では、一年以内のものが多い。たとえば、1「二年四月く九月」の四時簿とおもわれるもの、2「一年四月く六月」の四時算、3、4「十月く十二月」の四時簿、5「二年閏月く十二月」の四時簿、6「二年七月く九月」の四時簿、7「二年八月」の留兵簿、8「七年」の計簿算である。

錢、物資関係では、期間がわかるもので、2「五年十月く六年九月」の□出入簿や、3「四年十月く五年九月」の戊卒折傷牛車出入簿、5「四年く五年六月」の穀出入簿、6「二年六月以来」の所受桌蒲及適槧諸物出入簿のように、ほぼ一年以内となっている。

このように甲渠候官の文書楯をみると、それが竹筒か袋などは不明であるが、一定期間で複数の文書や簿籍を、一括して整理・保管している状況が確認できる。その傾向は、文書に関するものは比較的期間が長く、甲渠候官より

表2 甲渠侯官(居延新簡)の文書概

番号	概の内容(釈文)	幅 cm	長 cm	簡番号
文書関係				
1	建始元年盡四年詔書	4.6	9.0	EPT50.209A, B
2	建始三年正月以来」(B面)以来刺史書	(4.0) 9.0	9.0	EPT50.182A, B
3	候府上書」簡	3.5	8.0	EPT59.578
4	陽朔三年」正月盡十二月」府移大司農部掾條	4.3	9.0	EPT52.470A, B
5	陽朔五年正月盡十二月府」移丞相御史刺史條	2.4	11.5	EPT56.77A, B
6	初元四年正月盡十二月」檄符	3.8	7.5	EPT52.378
7	建昭二年十月」盡三年九月吏」受府記	2.5	5.5	EPT51.151A, B
8	建昭五年十月盡六年」九月刺史奏事簿録	(2.5) 5.5	5.5	EPT51.418A, B
9	建始五年四月府所下禮」算書 (B面) ほほ同文	2.8	10.5	EPT51.147A, B
10	永光五年」□月盡六年」(B面)九月諸官」往來書	(4.0) 6.0	6.0	EPT51.628A, B
11	建昭二年 (B面) ……」十月郵書	(4.0) 6.0	6.0	EPT51.615A, B
12	永始四年」吏民自言書	2.4	14.0	EPT50.199
13	(右欠)十二月行事算	(3.6) 8.2	8.2	EPT58.85
14	五鳳三年」十月盡四年」九月詣官」慶書	5.4	6.5	EPT58.112
15	始建国……」具奏事簿	3.0	10.5	EPT59.332A
16	■詔書(背面に圖画)	4.2	11.2	EPT26.10
17	檄移部吏……」常會八月條……	(3.0) 8.0	9.6	EPT2.29
18	始建国天鳳二年正月」盡十二月郵書馱馬課 (B面) ●郵書馱馬課	4.0	9.6	EPT25.12A, B
19	建武五年十一月以来」告部檄記算卷	3.6	10.0	EPF22.408
20	建武秦年四月以来」府往來書卷	2.7	9.5	EPF22.409
吏卒、戍卒、名籍関係				
1	吏卒被兵簿	4.6	8.0	EPT50.175A, B
2	號寧元年正月」吏妻子出入関致籍	3.5	9.5	EPT51.136
3	建始三年」□卒名籍	(4.0) 8.3	8.3	EPT50.181A, B
4	綏和元年正月」卒」(B面)卒責卷	(3.0) 9.0	9.0	EPT50.198A, B
5	鴻嘉二年五月以来」吏封會入官刺	3.5	10.0	EPT50.200A, B
6	鴻嘉二年吏」遺符算	4.0	8.8	EPT50.203A, B
7	建始元年正月」□」□二月□□」 (B面)盡十二月吏卒」日迹簿	(5.0) 8.0	8.0	EPT51.42A, B
8	建始二年」十二月不侵部」際……(B面)右不侵陸」 名籍	3.0	7.0	EPT51.148A, B
9	陽朔四年六月罷卒」吏名及課	3.0	9.0	EPT52.377A, B
10	建始五年正月盡」十二月吏除遺及 (B面)十二月吏除遺及」調書□□	(4.0) 8.5	8.5	EPT50.180A, B
11	建始三年」正月以来吏除及」□使□□調	3.5	7.8	EPT51.162
12	□□□□□□□□」作器校券名籍	2.3	10.0	EPT51.180
13	初元五年」戍卒被兵」籍	3.7	8.0	EPT53.209
14	甘露三年戍卒行道賈完」衣財物名籍□□	2.0	7.7	EPT53.218
15	神爵三年正月盡五年」三月吏四時名籍	2.3	8.0	EPT56.193
16	元始二年二月吏」卒慶致	2.3	6.8	EPT59.330A
17	始建国天鳳二年五月盡六月慶」卒名籍	2.0	10.9	EPT59.358
18	始建国五年八月□□□」慶卒刺	2.6	9.2	EPT65.419A
19	新始建国地皇上戊元年」八月以来吞遠倉慶」吏卒刺	3.5	8.0	EPT43.30A, B
20	戊子胡虜攻陳吏卒格闘」陳別名及刺卷	(4.8) 9.8	9.8	EPF22.747A
簿籍関係				
1	元延二年四」時四月盡九月	4.0	7.0	EPT50.183
2	始建国天鳳一年」三月盡六月」三時算	4.0	8.5	EPT59.331A, B
3	建始三年十月盡」十二月四時簿算	(3.6) 7.5	7.5	EPF22.703A, B
4	綏和元年十月盡」(B面)十二月四時簿	4.0	10.0	EPT59.5A
5	新始建国地皇上戊二年閏月」盡十二月三時簿	3.6	10.0	EPT6.35A, B
6	新始建国地皇上戊二年」秦月盡九月三時簿	4.2	9.4	EPF22.468A, B
7	更始二年八月」留兵簿	4.3	8.0	EPT6.38
8	建武秦年計」簿算	2.8	8.7	EPT26.9
錢、物資関係				
1	建始三年四月□□」易止害馱馬□□□□」及奏調	5.7	10.0	EPT51.138B
2	吞遠倉 建昭五年十月」盡六年九月」□出入簿	5.2	10.0	EPT51.157A
3	永光四年十月盡」五年九月戍卒折傷」牛車出入簿	3.1	6.8	EPT52.394
4	稍入簿」(B面)□□稍入錢」出入簿	(4.0) 7.5	7.5	EPT5.124A, B
5	始建国三年盡五年」六月穀出入簿	2.6	7.6	EPT59.319
6	始建国天鳳一年六月以来」所受粟脯及適漿」諸物出入簿	2.0	6.8	EPT59.229

*……線以下の数字は、場内遺跡の資料

上級の官府とのやりとりをふくんでいる。簿籍に関するものは、一年以内の期間が多く、甲渠候官と下部の部署を集約した内容となっている。これは簿籍が、上行文書を作成する資料となり、また実務の確認をする性格を反映しているであろう。

さらに単独の文書や簿籍に付けたとおもわれる標題簡とくらべて、その期間や整理の違いを検討してみよう。単独の文書楥で、よく知られているのは、居延新簡の冊書「建武三年十二月候粟君所責寇恩事」のタイトル楥 (EPF22.36、幅二・四、長さ九・〇センチ)である。²¹この冊書は、全部で三五枚、五つの部分から構成されており、そこに楥が付けられたという。これは複数の文書を一つの冊書として、そこにタイトル楥が付けられたものであるが、その幅は簡牌の文書楥よりやや小さめである。他の文書楥は、おおむね幅一センチのものが多く、広くて二センチ前後である。

表3は、居延新簡の簿籍標題簡と送り状(送達文書簡)を一覧したものである。これによると、文書楥と標題簡の期間や名称には、つぎのような違いがある。

簿籍の標題簡では、期間が長いもので、19「甘露三年」の戊卒行道賈買衣財物名籍があるが、あとは三ヶ月の四時簿や、一ヶ月の標題にとどまっている。たとえば四時簿には、1「二年正月〜三月」の賦銭出入簿や、26「二年七月〜九月」の吏積労名籍、27「七年正月〜三月」の穀出入四時簿がある。一ヶ月の簿籍には、2「三年七月」の家属妻子居署省名籍、3「四年十二月」の穀出入簿をはじめ、財物簿、省卒日作簿、迹簿、廩吏卒名籍、卒假兵姑藏名籍、吏卒廩名籍、吏卒被兵及留兵簿、戊卒定罷物故名籍、守衛器簿、卒被兵簿、卒所齋承名籍、吏肆射傷弩名籍、戊卒被兵名籍、候長候史日迹簿、吏卒日迹簿、見受閤卒市買□□名籍、馭馬課などの名称がある。

その対象となる部署は、甲渠候官とその管轄下の機構である。²²甲渠候官には、甲渠候のほか、吞遠候、万歳候、鉞庭候、母傷候、誠北候、不侵候、臨木候、城北候、万年候、靡谷候が所属するといわれるが、このうち簿籍簡では、

表3 甲渠侯官(居延新簡)の簿籍簡牘

番号	帳の内容(積文)	幅cm	長cm	簡番号
	簿籍の標題簡(タイトル簡)			
1	……永始二年正月盡三月賦錢出入簿	0.7	断簡	EPT4. 79
2	●第廿三部建平三年七月家屬妻子居署省名籍	1.0	22.0	EPT40. 18
3	……遠障倉建平四年十二月穀出入簿	0.8	断簡	EPT43. 63
4	●甲渠侯官綏和元年八月財物簿	1.0	断簡	EPT50. 28
5	……戌卒籍所受錢財物出入簿	1.0	断簡	EPT50. 35
6	□遠部建始二年閏月。省卒日作簿	1.0	23.0	EPT51. 115
7	●甲渠臨木部五鳳三年八月迹簿	1.0	23.7	EPT51. 116
8	甲渠侯官神爵三年九月穀出入簿	1.0	15.2	EPT52. 203
9	●甲渠侯官永光五年正月慶吏卒名籍	1.0	15.2	EPT52. 262
10	●第十七部黃龍元年六月卒假兵始藏名籍	0.8	断簡	EPT52. 399
11	甲渠侯官五鳳二年二月穀出入簿	1.0	断簡	EPT52. 473
12	●第四部建始五年正月吏卒慶名籍	1.0	断簡	EPT53. 2
13	●第廿六隊五鳳五年三月穀出入……	1.1	断簡	EPT53. 8
14	●神爵二年辨庭部吏卒被兵及留兵簿 ●……	1.1	断簡	EPT53. 36
15	●甲渠侯官五鳳四年戌卒定罷物故名籍	1.0	断簡	EPT53. 37
16	●甲渠侯官初元二年六月穀出入簿	1.2	断簡	EPT53. 222
17	●甲渠侯官建平二年閏月守衛器簿	1.2	断簡	EPT55. 5
18	●五鳳三年六月臨木部卒被兵簿	1.3	断簡	EPT56. 91
19	●不侵候長輝部甘露三年戌卒行道賈衣財物名籍	1.0	断簡	EPT56. 253
20	●元光三年四月甲渠侯官卒所齋承名籍	1.0	23.0	EPT57. 65
21	●第四部甘露三年八月吏肆射傷弩名籍	1.0	22.5	EPT58. 32
22	●甲渠候長賞部元康二年四月戌卒被兵名籍	1.0	22.5	EPT58. 33
23	●辨庭部建昭元年三月候長候史日迹簿	1.0	断簡	EPT58. 107
24	●臨木部初元五年六月吏卒日迹簿	1.2	22.6	EPT59. 28
25	●甲渠侯官更始三年九月見受閏卒市買□□名籍	左	22.5	EPT65. 110
26	●甲渠侯官陽朔二年七月盡九月吏積勞名……	1.0	断簡	EPT65. 343
27	●甲渠侯官建武七年正月盡三月穀出入四時簿	1.3	23.5	EPF22. 398
28	●不侵部建武六年四月馭馬課	1.1	断簡	EPF22. 640
	簿籍の送り状			
1	始建国五年九月丙午朔乙亥。第二十三隊長宏敢言之。謹移所自占齊功勞賜將名籍一編。敢言之。	2.3	22.7	EPT5. 1
2	……言之。謹移三月盡六月鹽出入簿……	1.2	断簡	EPT7. 13
3	…月乙未朔癸亥。城北候長充敢言之。謹移」…籍一編。敢言之。	2.0	断簡	EPT13. 1
4	建平三年六月庚辰朔戊申。萬歲候長宗敢言之。謹移部吏卒」慶七月食名籍一編。敢言之。	1.7	23.0	EPT43. 6
5	永光四年八月戊申朔丁丑。臨木候長……」謹移吏日迹簿一編。敢言之。	2.0	断簡	EPT48. 1
6	永光四年六月己酉朔□□。□□候長齊敢言之。謹移吏日迹」簿一編。敢言之。	1.9	23.3	EPT48. 2
7	……年六月己巳朔丁丑。甲渠候破胡以私印行事敢言之。謹移戌卒朱寬等五人」賈亮候史鄭武所貸毋以償坐詐□□名籍一編。敢言之。	1.5	断簡	EPT51. 199
8	……月庚寅朔己未。候長充敢言之。謹移迹」……言之。	2.0	断簡	EPT51. 200
9	河平三年十月丙戌朔癸丑。誠北候史章敢言之。謹移」十月吏卒日迹簿一編。敢言之。	2.0	24.0	EPT51. 207
10	建始二年十二月甲寅朔甲寅。臨木候長憲敢言之。謹移」郵書課一編。敢言之。	2.0	23.2	EPT51. 264
11	……月乙卯。辨庭部士史奉敢言之。謹移卒自言亮」…編。敢言之。	2.2	断簡	EPT52. 175
12	甘露二年五月己丑朔戊戌。候長寿敢言之。謹移戌卒自言賈亮財物」吏民所定一編。敢言之。	1.8	21.6	EPT53. 25
13	甘露元年十二月辛酉朔庚午。辨庭候長……」黍出入簿一編。敢言之。	2.0	断簡	EPT56. 254
14	甘露元年九月乙酉朔壬寅……」兵名籍一編。敢言之。	1.6	断簡	EPT59. 547
15	建平三年二月壬子朔辛巳。第十五隊長……」慶三月食名籍一編。敢言之。	1.7	断簡	EPT65. 123
16	建平三年八月己卯朔乙……」慶名籍一編。敢言之。	1.8	断簡	EPT65. 410

吞遠部、鉞庭部、不侵部、臨木部の名称がみえる。また甲渠候官には、一連の番号を付けた候や隙があるが、それには第廿三部、第十七部、第四部、第廿六隊などがある。したがって簿籍の標題簡は、甲渠候官と下部の簿籍に付けられたもので、おおむね四時簿より短期間のタイトルにとどまっている。これは幅の広い文書楥が、ある一定の期間をもうけ、上級官府との資料をふくむ複数の文書や、簿籍を一緒に保管している形態とは異なることが理解される。

この傾向は、簿籍の送り状でもほぼ同じである。簿籍の送り状は、当然のことながら特定の日付が記されるが、その部署には、甲渠候官に所属する第二十三隊長、城北候長、万歳候長、臨木候長、甲渠候、誠北候、鉞庭部、鉞庭候長、第十五隊長などがみえる。ただし送付される簿籍には、2「四月〜六月」の塩出入簿や、4「部吏卒廩七月食名籍一編」のように、一定の期間を記すものがある。

以上のように、居延漢簡の文書楥を分析してみると、そこでは秦代と共通して、複数の文書や簿籍を一括して保管する形態がうかがえる。これらは行政文書に付随して移動する楥ではなく、県レベルで文書や簿籍を整理・保管するときに付けられた楥であり、出土した里耶古城や甲渠候官で使用したものである。しかし居延漢簡で、さらに注目されるのは、文書や簿籍の伝達をするとき、里耶秦簡と同じように処理の控えを記していることである。つぎに里耶秦簡の形態とあわせて、この点を検討してみよう。

三 文書の伝達と処理の控え

これまで秦漢時代の県レベルの地方官府では、公文書を受信して発信するだけではなく、複数の文書や簿籍を一括して保管するケースがあることをみてきた。それでは文書や簿籍を処理するとき、その具体的な方法を知ることには

きないだろうか。里耶秦簡には、こうした文書の処理を示す例がある。

里耶秦簡の文書システムでは、洞庭郡から遷陵県に伝達される文書や、県と県の間で文書、県内での文書のやりとりが指摘されている⁽²³⁾。また私も、文書行政に関連して、文書の処理と保存について考察したが、それを補足すれば以下のようになる⁽²⁴⁾。

文書の伝達と処理を示す典型となるのは、木牘 5・5、5である。この二枚の木牘は、正面がまったく同じ文章で、その内容は洞庭郡からの命令文である。これによって上級の郡府から県の役所に伝達された公文書の形式がわかる。このとき二枚の木牘が、伝達された公文書そのままとすれば、それは原本ということになる。ただし二枚とも同じ文章であるのは、かりに一枚を原本とすれば、もう一枚は別の原本を複製した文書ということになる。しかしさらに注意されるのは、木牘の背面の左に受信の記録（月日、時刻と人物など）を記し、背面の右に処理と発信（転送）の記録を記すことである。この形態は、木牘の表裏をあわせた一つの文書ではないことを示している。そこで文書の伝達では、二十七年二月庚寅（十五日）に正面の文書が作成されているが、遷陵県で見れば、①木牘の背面左に受信の記録を記し、②正面の本文がそれに対応する。そして同じ内容を、③県から下部の部署に転送し、その発信記録を背面の右に記すことになる。このように一枚の木牘で、受信―本文―発信（転送）という処理をする方法は、今日の電子メールと同じ機能であることを指摘した。したがって、かりにこの木牘が送られてきた原本であるとしても、転送される文書に対しては、背面に処理と発信を記すことから、明らかに伝達された原本ではない。つまり木牘 5・5、5は、文書処理の全体としてみれば、受信と発信の記録を同時に記すことによって、伝達される文書の控えであることになる。

このほか木牘の表裏に、本文と受信、発信の記録をもつ簡牘は、9:984、8:134、8:157があり、簿籍に関する文

書では16：9、8：133などがある。このうち処理の控えとして、8：157、8：134、9：984の事例を説明してみよう。

8：157の文書は、やや幅の狭い木牘で、正面は三行の文章が書かれている。その内容は、三十二年正月甲午（十七日）に、遷陵県に属する啓陵郷の齋夫が、成里の典と、郵人について申請した文書である。その背面は、左側に正月丁酉（二十日）の受信を記し、右側には正月丁酉の同日に遷陵県の丞から下した命令と、正月戊戌（二十一日）の日中に発信したことを記している。これは受信—本文—発信の例であるが、正面と背面の発信の文字は、同じように右下がりの筆跡となつている。これは両面が一緒に処理したことを示すかもしれない。

これは8：133をみると、より明確になる。木牘の正面には、全部で五行にわたつて文章を記しているが、これはすべてが上申の文書ではない。その内容は、二十六年八月丙子（二十七日）に、司空守が遷陵県に宛てた公船の紛失に関する文書である。しかしその文書は、四行目の上部で終わっている。そのあと「 \swarrow 」で区切りをして、よく似た筆跡で、九月庚辰（二日）に遷陵県の丞が下した命令を記し、さらに「 \swarrow 慶手。即令□□〔左午〕行司空」と記している。これは本来ならば、背面に記す発信記録を、そのまま本文につづけて正面に書いたケースである。そして背面の左には、これに先行する〔八〕月戊寅（二十九日）に、受信の記録がある。つまり木牘8：133は、全体としてみれば、受信—本文—発信の形態になっているが、背面は受信記録だけで、発信記録は正面の本文につづけて書いている。これは正面の本文が司空守の書写ではなく、遷陵丞の処理を記した人物が、本文と一緒に書写した可能性を示している。

さらに9：984の例をみておこう。この木牘は正面に三行の文章があり、その内容は、二十八年八月丁丑（十日）に、酉陽県の守丞が遷陵丞守に送つた文書である。

廿八年八月戊辰朔丁丑。酉陽守丞□敢告遷陵丞主。停里士五（伍）順小妾□餘有律。事□□□□遷□令史可聽書

従事。□□□□／八月甲午。遷陵拔謂都

（正面）

(右) 郷齋夫、以律令從事。／朝手。即走印行都郷。

(左) 八月壬辰。水下八刻。隸妾以來。／□手

□手

(背面)

この形態は、木牘 $8:13$ とよく似ており、正面の本文につづいて、三行目の後半に「」で区分したあと、そのまま八月甲午(二十七日)の処理を書きはじめている。ただし発信記録は、正面の途中でスペースが無くなったため、その続きを背面の右側に記している。また背面の左側には、先行する八月壬辰(二十五日)に受信した記録がある。したがって木牘 $9:98$ の正面と背面をあわせれば、受信―本文―発信の控えとなっているが、記載の形式は少し異なっている。そして正面の本文と、つづく記載の筆跡が似ていることからすれば、酉陽県の守丞と遷陵県の二人ではなく、遷陵県の同一人物が、一緒に控えを記したことになる⁽²⁵⁾。

このように里耶秦簡の木牘が、伝達された原本か、それとも処理の控え(抄本)かという問題については、少なくとも発信する文書に関しては、控えの木牘であることが明らかである。また木牘 $8:13$ や $9:98$ では、正面の本文につづいて処理の控えを記していることから、伝達された原本そのものではなく、遷陵県で処理の控えとして、一緒に書写した可能性を指摘した。これらは里耶秦簡の公表が進むことによつて、さらに用例と機能が追加できるだろう。

それでは漢代にも、同じような文書の処理を示す木簡があるのだろうか。表4は、居延新簡の甲渠候官で、文書処理にかかわる木簡を一覧したものである⁽²⁶⁾。ただし漢簡では、複数の木簡を編綴した紐が切れた状態が多いため、ここには里耶秦簡のように完全な受信―本文―発信の形態はみられない。しかし居延漢簡の一部には、よく似た処理の機能が見えている。

漢簡1〜5は、甲渠候官の郵候や、代理の塞尉、郵守候などが、簿籍を上申した文書である。これらはすべて候官から発信した内容なので、送信した文書の原本ではなく、控えということになる。ところが1〜4には、背面の令史

表4 甲渠侯官（居延新簡）の簿籍簡版

番号	簡の内容（釈文）	幅 cm	長 cm	簡番号
1	簿籍の送り状十（背面）署名 居祺二年二月甲寅朔辛酉。甲渠郵候放敢言之。謹移正月 盡三月吏奉」賦名籍一編。敢言之。（背面）令史衆	2.4	23.0	EPT8.1A EPT8.1B
2	甘露二年四月庚申朔辛巳。甲渠郵候漢張敢言之。謹移四 月行塞臨賦吏三月奉」秩別用錢簿一編。敢言之。書即日 舖時起候官	2.3	23.0	EPT56.6A EPT56.6B
3	建武四年五月辛巳朔戊子。甲渠塞尉放行候事敢言□。』 謹移四月盡六月賦錢簿一編。敢言之。（背面）據譚	2.0	断簡	EPF22.54A EPF22.54B
4	建武四年五月辛巳朔戊子。甲渠塞尉放□……。」謹移四 月盡六月財物簿一編。敢言之。（背面）據譚	2.0	断簡	EPF22.55A EPF22.55B
5	建武四年十一月戊寅朔乙酉。甲渠郵守候博敢言之。●謹 移十月盡十二月」殺出入簿一編。敢言之。	1.7	23.0	EPF22.453
6	受信、発信の控え 元延四年九月戊寅朔戊寅。不侵候……」謹移八月郵書課 一編。敢言之。	1.8	断簡	EPT40.147A
7	□□命第七吏即日下舖時起 神爵二年五月乙巳朔乙巳。甲渠侯官尉史勝之。謹……」 衣錢財物及母賚委書一編。敢言之。	2.2	断簡	EPT40.147B EPT56.283A
8	即日尉史勝之印」五月乙巳。尉史勝之以來。 閏簿一編。敢言之。…… 八月乙卯。居延都尉 八月己卯……	1.4	断簡	EPT56.283B EPT65.311A EPT65.311B
9	建武四年五月辛巳朔戊子。甲渠塞尉放行候事敢言之。詔 書曰。吏民」毋得伐樹木有無四時言。●謹案部史毋伐樹 木者。敢言之。（背面）據譚	1.9	23.0	EPF22.48A EPF22.48B
10	建武四年五月辛巳朔戊子。甲渠塞尉放行候事敢言之。府 書曰。吏民毋犯四」時禁有無四時言。●謹案部史毋犯四 時禁者。敢言之。（背面）據譚	1.8	23.2	EPF22.50A EPF22.50B
参考 1	陽朔三年九月癸亥朔壬午。甲渠郵守候塞尉順敢言之。府 書移賦錢出入簿與計借謹」移應書一編。敢言之。 （背面）尉史昌	1.5	22.5	A8, 35.8A A8, 35.8B
参考 2	元康四年六月丁巳朔庚申。左前候長禹敢言之。謹移戊卒 賚完衣財」物委書名籍一編。敢言之。 印曰闌禹 六月壬戌。金閏卒延寿以來 候史充国	2.0	23.0	A33, 10.34A A33, 10.34B

*参考：居延漢簡（1：A8破城子、2：A33地湾）の送り状

業や令史齊、據譚のように、書記とおもわれる人物の名を記している。これは里耶秦簡を参考にすれば、処理と発信の部分にあたるものである。さらに受信と発信の控えを示す木簡がある。漢簡6、8は、ともに断簡であるが、1、5と同じように簿籍を送付する文書である。6（EPT40.147）の背面には「……命第七吏即日下舖時起」とある。7（EPT56.283）背面の左には「五月乙巳。尉史勝之以來」とあり、右には「即日尉史勝之印」とある。これは尉史の勝之が文書を作成し、それを自ら持って来たことになる

が、ここでは処理の内容がわかるようになってきている。8 (EPF65.311) は、背面に「八月乙卯。居延都尉」などの記載があり、おそらく発信の控えであろう。⁽²⁷⁾

漢簡9、10は、ともに同じ形式で、甲渠塞尉が候の代理を行い、上申した文書である。背面には、同じく掾譚が書記となっている。その内容は、9 (EPF22.48) は詔書にもつぎ、10 (EPF22.50) は府書にもつづく時令遵守の命令に対して、違反の該当者がいないことを返答したものである。居延漢簡は、個別の木簡を冊書に復元することは困難であるが、ここでは木簡一枚の表裏で、少なくとも送付した年月日、内容、担当者がわかるようになってきている。このとき3、4、9、10は、すべて建武四年五月戊子の同日に甲渠塞尉の放が上申し、掾譚の名がある。この漢簡とよく似た形態は里耶秦簡にもみえている。

里耶秦簡の木牘⁸・15には、つぎのような内容がある。⁽²⁸⁾

卅三年二月壬寅朔朔日。遷陵守丞都敢言之。令曰。恒以朔日上所買徒隸數。問之母當令者。敢言之。(正面)

二月壬寅。水十一刻刻下二。郵人得行。

園手

(背面)

ここでは、上級官府から下された令に、毎月の朔日に買った徒隸の数を知らせよという規定に対して、遷陵の守丞が該当のないことを返信した文書である。そして背面には、二月壬寅の日に郵人を通じて発信したことを記している。この形態は、漢簡の詔書や府書に対して、「令曰」という点が違っているが、それを木牘一枚の表裏で控えとする方法は、よく似ている。これらは秦代地方行政の文書処理と同じ方法が、後漢時代の建武年間にもとられたことを示している。こうした事例からみれば、秦代南方の里耶秦簡と、漢代西方の居延漢簡では、出土した遺跡の違いにもかかわらず、文書を処理し伝達するという原理では、共通する側面をもつことがわかるであろう。

以上、里耶秦簡と居延漢簡を比較してみると、県レベルの官府で、同じように行政文書を伝達するほかに、文書や

簿籍などを処理し保管していたことがうかがえる。里耶秦簡では、封泥匣と封検、封泥、「一封」などを記した郵書も報告されているが、印章の管理や、封泥の保存、郵書の作成も、文書処理に関連する業務となる。⁽²⁹⁾ また獄史の資料に関しては、木牘にこの内容がその一部にあたるであろう。

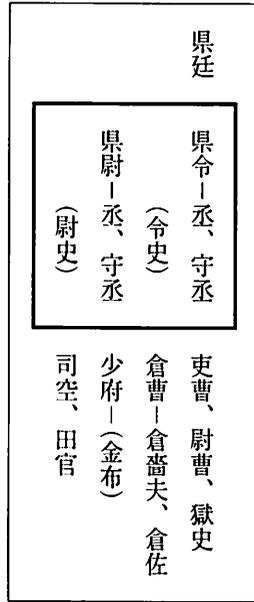
廿六年六月癸丑。遷陵拔訊椽・蛮・衿……

(正面)

〔鞠〕之。越人以城邑反。蛮・衿・害弗智……

(背面)

これらを県の官府と、担当部署の文書として示せば、つぎのようになる。



文書行政、裁判、治獄

財政(穀物、物品)

財政(錢、布など)

労役、労働、公船など

四 文字資料による実務の運営

つづいて文字資料による実務の運営を考えてみよう。これまで文書の処理をみてきたが、そこには行政文書と簿籍がふくまれていた。このうち簿籍は、人員や物資の確認をし、報告書を作成するための資料であるが、こうした簿籍は、どのように作成されるのだろうか。また秦漢時代では、文字資料による文書行政で完結しているのではなく、実

際(30)に労働を徴発・編成し、錢や穀物などの物資を管理・出入することが、労役と財政の実務となっている。これらは別稿で紹介したように、里耶秦簡にも実務に関連する簿籍の存在や、戸籍簡、倉庫の出入券にあたる資料がある(31)。ここでは、県における簿籍の作成と実務の運営について検討してみたい。

まず注目されるのは、古城北の壕の底部(22)から出土した戸籍簡である。『発掘報告』では、一〇枚と残簡一四枚で、完全なものは長さが四六センチ(秦代の二尺)、幅は〇・九―三センチという。その形式は、全体を五段にわけて、各欄の間には横線を引いている。第一欄は、戸主の籍貫、爵位、姓名を記し、第二欄には、戸主あるいは兄弟の妻妾の名、第三欄には戸主の男子の名、第四欄には戸主の女子の名を記している。第五欄は、いわば備考欄にあたり、関連の項目があれば記すもので、臣(奴隸)や母の名があり、ないものは空白とする。

表5は、これらの戸籍簡を一覧したものである。ただし残簡で、項目の分析ができないものは省略した。この戸籍簡は、すでに多くの注目を集めており、その論点は多岐にわたっている(32)。たとえば第一欄では、「南陽戸人荆不更某某」の形式と内容が問題となっている。ここでは戸主の本籍にあたる「南陽」を郡とするか、里名とする解釈がある。「荆不更」は、『発掘報告』では荆は楚国を指し、秦が占領したあとに楚の爵位を記したとする。しかし楚人、あるいは楚の出身者が秦の爵位(第四等)を得たという説などがある。第二欄では、妻と母、隸などの区別や、第三欄、第四欄では、小上造や小女子などの身分が問題となっている。第五欄では、「伍長」や「臣」の身分が考察されている。

この戸籍簡では、どのような性格をもつのが問題である。『発掘報告』では、戸籍の直接的な目的が、徴兵と徴税にあると指摘している。しかし戸籍簡には、家族の名前や身分、男女の区別を記しているが、重要とおもわれる年齢が記されていない。『史記』秦始皇本紀と睡虎地秦簡『編年記』によれば、統一以前の秦五十六年(前二三二)九

表5 戸籍簡の一覧

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
1 K27	南陽戸人荆不更蛮強	妻曰噉	子小上造□	子小女子駝	臣曰聚 伍長
2 K1/25/50	南陽戸人荆不更黃得	妻曰噉	子小上造台 子小上造 子小上造(定)	子小女子婁 子小女子移 子小女子(平)	五長
3 K43	南陽戸人荆不更大□ 弟不更(慶)	妻曰嫫 慶妻規	子小上造視 子小造□	子小女子女(詞) 母室	
4 K28/29	南陽戸人荆不更黃□	妻曰負芻	子小上造□	子小女子女(詞) 母室	
5 K17	南陽戸人荆不更黃□ 子不更昌	妻曰不奕	子小上造得	子小女子女 子小女子移	
6 K8/9/11/47	南陽戸人荆不更五イ□□	妻曰繪	……	……	……
7 K42/46	南陽戸人荆不更□□	(妻)曰義	……	母離	伍長
8 K30/45	南陽戸人荆不更彭奄 弟不更說	母曰籍 妾曰□	子小上造狀	……	
9 K4	南陽戸人荆不更嬭喜 子不更衍	妻大女子嬭 隸大女子華	子小上造章 子小上造 子小上造傳	子小女子趙 子小女子兒	
10 K2/23	南陽戸人荆不更宋午 弟不更熊 弟不更衛	能妻曰□□ 衛妻曰□□	子小上造逐 □子小上造 (熊)子小上造□	(衛)子小女子□ ……	臣曰籍
11 K13/48	南陽戸人荆不更□□	妻曰有	子小上造(緯)	(母) ……	伍長
12 K36					
13 K3			子小上造失	……	
14 K5	□猷	妻曰縛 □妻曰□ (下)妻曰妾	……	……	
15 K38/39	南陽戸人荆不更□	□妻曰差			
16 K15					
17 K18	(南陽)戸人荆夫(大夫)	妻曰□□	……		
18 K6		妻曰□□	……		
19 K7	……更□	……	……	……	
20 K26		……	……	□子小女子□ ……	
21 K31/37	(南)陽戸人荆不更李(獵)	妻曰縶	子小上造□ 子小上造□	……	
22 K33	南陽戸人荆不更□疾	疾妻曰媼			

月に、初めて男子の年齢を申告させている。したがって戸籍簡が、徴兵や徴税に必要であれば、年齢は大事な要件となろう。また爵位は、荆不更が一三例、不更が戸人と弟・子の七例と多く、荆大夫(第五等)が一例である。そこで、もし一つの里内の戸籍とすれば、不更の爵位が多く、木牘⁶・⁸にみえる「停里の士伍」にあたる身分や、他の資料にみえる公士(第一等)の人びとがいけないことも説明が必要である。

そこで名籍の機能を知るために、里耶秦簡にみえる名籍とその用途を確認しておこう。その例は、木牘16・5、6の正面にみえている。⁽³³⁾ ここには洞庭郡守の命令として、輸送労働に際して、先に簿(簿籍)によって県卒と徒隸、居貨贖債(債務労役)、司寇、隱官、県に践更する者を徴発するように指示している。これによって県では、これらの身分の人びとの名籍を作成しており、その名籍によって実際に徴発することが想定できる。この文書は、県尉を通じて司空と倉主に伝達することから、司空が名籍を運用していることになる。倉主は、食料支給のために連絡しているであろう。また徒隸の名籍は、先にみた木牘⁸・¹³³で「徒隸」の数を報告するときの名籍と関連するであろう。

同じ指示には、緊急でやむをえないとき一般の庶民(黔首)を徴発するが、必要以上に徴発してはいけないと規定している。この文書は、県尉から都郷を通じて啓陵郷、貳春郷に伝達するように指示していることから、庶民は郷里の名籍によって徴発すると想定される。これは「奏讞書」の案件にみえていた、攸県の新黔首の徴発と同じ方式である。したがって名籍の用途は、報告書の基礎となるだけでなく、それによって官府と郷里の労働力を編成していることがわかる。

また木牘⁹・¹¹²には、陽陵県の居貨贖債の者が、郡内に戍卒として赴き所在が不明のため、陽陵県の司空が卒十二人のリストを作成して、上級官府の指示をあおいでいる。⁽³⁴⁾ ここでは、やはり県の司空が居貨贖債の名籍を担当していたとおもわれる。これに関連して、木牘⁸・¹³³には二十六年の「卒算簿」がある。

或選。廿六年三月甲午。遷陵司空得、尉乘……」卒算簿

廿七年八月甲戌朔壬辰。酉陽具獄獄史啓敢……啓治所獄留□。敢言之。・封遷陵留 (正面)

八月癸巳。遷陵守丞隄。告司空主。聽書從事……」起行司空。

八月癸巳。水下四刻。走賢以來／行手 (背面)

この木牘は下段が欠落しており、詳しい内容は不明である。しかし、ここでは遷陵県の司空たちが卒算簿を作成して、それが酉陽県の獄史による文書と関連しているようである。ここから、県の司空たちが卒算簿を担当していることがわかる。

一方、郷里の戸籍については、木牘8:157、16:9の例がある。先に紹介した木牘8:157は、三十一年(前二一五)に成里の典と郵人の任命に関するやりとりを記していた。そのなかに啓陵郷に二十七戸があり、すでに里典が一人いると述べている。この二十七戸は、啓陵郷の戸数の一部か、あるいは成里の戸数といわれるが、ともかく郷里で戸籍を作成したことがうかがえる。⁽³⁵⁾

木牘16:9は、二十六年(前二二二)五月二十日に啓陵郷が作成した県への上申を、遷陵県が受信して、本文と発信を控えたものである。その内容は、都郷へ戸籍を移動するにあたって、不明であった人びとの年齢を知らせることを通達している。⁽³⁶⁾この文書は、五月甲辰(二十四日)に県に届き、それを県の守丞が、ふたたび都郷に下している。

これは戸籍にかかわる文書も、受信―本文―発信の控えを作成していることが確認できるが、移籍の問題を通じて、県の下部にある都郷と啓陵郷で戸籍を作成して、県が全体を掌握していることが注意される。このように秦代では、県の管轄内で郷が里の戸籍を作成しており、これは安徽省天長市の漢墓から出土した木牘で、郷ごとの戸数と算(賦錢)を県で集計する方法と共通している。⁽³⁷⁾ただし公表された里耶秦簡では、戸籍によって租税や算を徴収する直接的

な資料はみえていない。

このように名籍に関する資料からは、つぎのような点が確認できる。まず秦代では、県の官府を構成する官吏などの名籍が予想されるが、今のところその例はみられない。秦代の県では、官府に所属する区分によって、県卒と徒隸、居貨贖債、司寇、隱官、県に踐更する者などの名籍があった。郷里でも、戸籍が作成され、そこには年齢が書かれていたとおもわれる。そして名籍の用途は、労働編成がその一つであることがわかる。また郷里の戸籍では、それにもとづく徴税が想定されるが、これまで公表された里耶秦簡ではまだ確認できない。そこで、もう一度、古城の戸籍簡を考えてみると、ここでは爵位が不更に集中することや、年齢を記さないなどの問題があった。したがって戸籍簡は、県内の名籍に関連するものか、郷里の戸籍と同じ機能をもつかは不明である。

なお居延漢簡の甲渠候官の遺跡では、家族の構成を記した卒家属名籍や、卒家属廩名籍という名称がある。このうち卒家属廩名籍には、二つの形式が指摘されている。⁽³⁸⁾

妻大女君以年廿八用穀二石一斗六升大

A 執胡燧卒富鳳

子使女始年七用穀二石六斗六升大

・凡用穀五石

子未使女寄年三用穀一石一斗六升大

(二六一・一)

妻大女胥年十五

B 第四燧卒虞護

弟使女自如年十二 見署用穀四石八斗一升少

弟未使女算省年五

(二九四・二〇)

居延新簡では、「……年二月戌卒家属居署名……」(六五・三一四)という名称や、卒家属の名籍がみえている。

1 餅庭際卒鳴沙里大夫范弘年卅四 父大男輔年六十三レ弟大男□年十七レ……

妻大女□年十八レ

(六五・一四五)

妻大女阿年卅五 居署盡晦用粟八石一斗六升大子男張子取

2 武誠隊卒徐親 子大男譚年十九

子大男朝年十六

(六五・四一一)

これらは家属名籍や穀物支給の記録であり、里耶古城の戸籍簡とは異なるが、家族の構成が必要な項目の一端がわかり、その性格を考える参考になるかもしれない。

つぎに穀物などの支出に関する祠先農簡について考えてみよう。『発掘報告』に写真はないが、紹介された資料は、すべて三十二年(前二一五)三月丙申(二十日)の日付で、先農を祠ることに関連している。その形式は二つに分かれ、一つは、A祭祀の物品を出して準備するもので、もう一つは、B祭祀の物品を払い下げて売る記載である。そして祭祀に用い、払い下げる物品は、黍米、塩、牂、羊、豚、肉、肉汁、酒、食などで、少牢にあたるという⁽³⁹⁾。その一例は、以下のような形式である。

A 1 卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出牂(一)以祠先農。

(14: 639^{*} 14: 762)

2 卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出黍米四斗以祠先農。

(14: 656^{*} 15: 434)

B 1 卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出祠(先)農餘徹豚肉一斗半斗。賣于城旦赫。所取錢四。令史尚視平。

狗手

(14: 649^{*} 14: 679)

2 卅二年三月丁丑朔丙申。倉是佐狗出祠(先)農餘徹酒一斗半斗。賣于城旦取。所取錢一。衛之一斗半斗一錢。

令史尚視平。狗手

(14: 650^{*} 14: 652)

張春龍氏は、この形式の資料群が全体の二割以上を占めており、他の内容の簡牘とあわせて、錢と穀物・物品の三種類に分かれるという⁽⁴⁰⁾。こうした券は、両面の中間を高くした形状で、長さは三七センチ（秦代の一・六尺）、幅は一・三〜一・七センチである。作成するときは、書写とあわせて刻齒をしたあと、ふたたび両面を分割している。また祭祀活動に使った物品の総計とおもわれる簡牘を紹介している。

計卅二年以祠先農…… (13: 597)

ここでは個別の物品の支出を、倉の是(名)と佐の狗(名)が担当している。払い下げのときには、倉の是と佐のほかに令史が立ち会って確認して、末尾に「狗手」のサインがある。払い下げる人物は、城旦などの徒隸で、その量と価格をしている。

したがって、この木牘は倉庫の物品を支出するとき、二枚に同じ文章を書いて、それを分割した券ということになる。これは物品の数量を確認すると同時に、不正を防ぐ機能をもっている。倉の是と佐が複数で担当し、払い下げに令史が立ち会っているのは、こうしたチェックの機能であろう。ただし払い下げのときに、物品に対して券を作成するのであれば、一方の券は城旦などの人物に渡り、回収と廃棄が問題となる⁽⁴¹⁾。このような木牘は、明らかに帳簿の形式ではなく、個別の出入に対する伝票のような記録である。

このような形態と用途は、初山明氏が指摘された、金銭や穀物、衣服、器物などを出納を記す「出入錢穀衣物簡」とまったく同じである⁽⁴²⁾。初山氏は、漢簡の刻齒簡牘が枝材を縦半分に分けて作り、同じ文章の組み合わせを作成するという。そして側面の刻齒は、文章の数字に対応しており、これで不正が防止できると考えている。

そこで出入券（祠先農簡）と簿籍との関係は、つぎのように考えられる。それは睡虎地秦簡「秦律十八種」倉律、效律に、倉庫に穀物を搬入するときの規定がみえていた⁽⁴³⁾。そこでは県嗇夫か丞と、倉官、郷官などが立ち会って簿籍

を作成している。しかし倉庫の簿籍は、一括して出入するときだけではなく、個別の支出のときにも、それらを集計して作成することになる。このような用途をもつ木牘は、出入の実務をおこなう単独の文字資料であり、その名称は箭牌の内容にみえていたように、倉曹が禾稼を計算した出入券にあたと推測している。そして祠先農簡は、この出入券のなかで先農を祠る資料として理解できよう。

このほか張春龍氏は、二〇〇七年に穀物の支給に関する五枚の木牘を紹介している。⁽¹⁴⁾張氏の報告によれば、おおよそ三枚の木牘のイメージは別図(巻末)のようになる。長さは、いずれも四六・五(二尺)で、厚さ〇・四センチである。その内容は、一ヶ月(大小)の単位で、疾巳という人物と丞主に関する穀物支給を記録している。

9:285は、十一月丁卯にはじまる一ヶ月の干支(日)と、二行にわたる「一」「〇」の印があり、後半には「……
□食一石□斗半」「□半爲□」「疾巳食一□五」と記している。

9:308は、正月の一ヶ月について、丞主と疾巳の欄に「一」「〇」の印がある。後半には三行にわたって、疾巳とその家族(室)、丞主への穀物支給と、余米の量を記している。

…・出米五斗予疾巳室

入米三石 ・ 出米一石予疾巳室

丞主食一石五斗二駟

出半斗□醬

丞主下行郷食米三升

疾巳食一石一斗二駟

・正月餘米八斗一駟

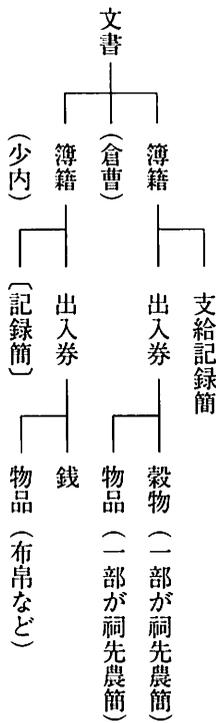
9:191は、一月の記録であるが、ここでは二行にわたる「一」「〇」のチェックのほかに「レ」の合点があるという。後半では、六段にわたって穀物の出入を記している。

このほか9:300の断簡には、「疾巳室取米十二月二石、正月一石五斗、二月……」とある。また16:186の断簡には、干支と「〇」などを記した形跡がある。

これらの木牘には、つぎのような特徴がある。それは出入券のような個別の出入と違って、一ヶ月におよぶ記録となっている。丞主と疾巳の欄には「一」「〇」の印があり、これはチェックの印であろう。6・15には、合点にあたる記号を記しており、これは別の確認を示すことになる。この印の意味は、(1) 個別の出入を一ヶ月ごとに集計したもの、(2) 一ヶ月の支給にもとづき、日ごとの受け取りを確認したものなどのケースが想定できる。いずれにせよ、これらの木牘も帳簿の形式ではなく、一ヶ月単位の穀物支給記録といえることができる。

以上のような形態からみれば、出入券と支給記録簡は明らかに簿籍ではない。これらの記録は、やがて簿籍に集約されるとしても、その性質は穀物の出入を確認・計算するという実務をおこなうための記録である。その用途と数量の意味は、さらに居延漢簡などの穀物支給に関する簡牘をくらべて検討する必要があるが、ここに実務資料の一端をうかがうことができる。⁽⁴⁵⁾

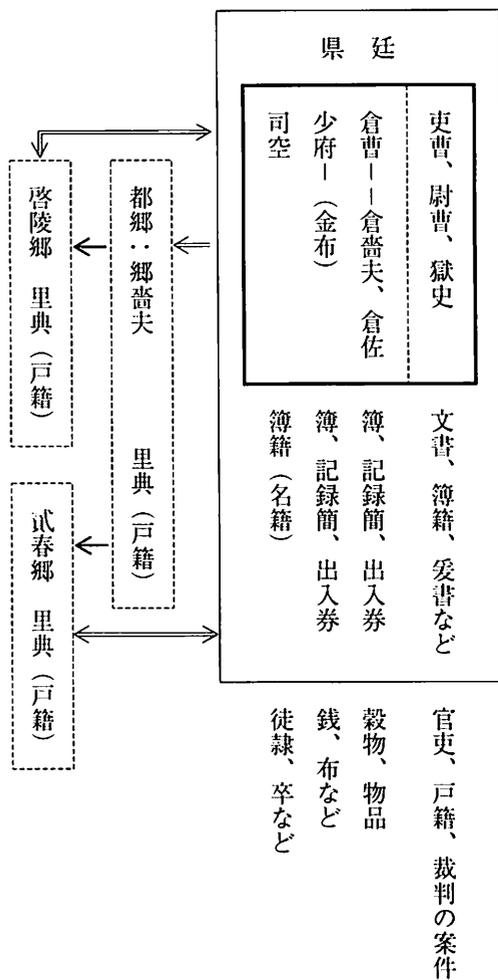
以上、倉庫の支出に関する資料をみると、そこには簿籍のほかに、それを作成するための記録や出入券が大量に作られたことが推測される。また張春龍氏によれば、倉庫の出入に関する券では、銭と穀物、物品の三種類があるといわれ、銭の出入券は財務を司る少内に属することになる。これらは銭や穀物の出入によって、財政の実務をおこなう機能をもっている。こうした簿籍と記録、出入券の関係は、つぎのように整理できる。



このように秦代では、文書と簿籍の伝達について、送付する原本(報告書)のほかに、それぞれの部署で控えを取って保存していたことがわかる。さらに簿籍の場合には、出入券、穀物支給記録などによってチェックをして、それを集計する過程がうかがえる。これらは文書行政に対して、明らかに送付される文書や簿籍の形態ではなく、記録や実務資料となるものである。こうした実務資料には、まだ釈文と写真は公表されていないが、物品に付けた札や、移送の地点を記す札があり、これは保管の付け札や、荷札木簡と共通するであろう。また木牘には校券を一緒に送るという文面があり、馬怡氏は左右二枚の債券と考証している。⁽⁴⁶⁾もし校券が、こうした形態と機能をもつのであれば、それは初山明氏が刻齒簡で分類されたうち、契約文書簡とした簡牘にあたるであろう。⁽⁴⁷⁾

しかし簿籍や出入券、穀物支給記録は、それを報告書の作成に利用し、資料として保存するだけではない。注意される点は、こうした文字資料によって労働力を徴発したり、穀物や銭の出入という実務をおこなっていることである。つまり秦代の地方行政では、名籍は人事と労働編成にかかわり、倉庫と銭などの出入と管理は財務そのものであった。これもまた里耶秦簡が、文書行政の側面をこえて、実務資料が多い背景を示唆している。別稿では、木簡や木牘(文字資料)によって人事や労役、財務の管理をする機能を、行政の運営を支える秦帝国の情報システムとみなしている。⁽⁴⁸⁾このように公表された里耶秦簡の分析から、遷陵県で文書と簿籍を作成する部署と、運営に利用する実務資料との関係を示せば、つぎのような概略となる。

おわりに



里耶秦簡の特色は、①ほぼ統一秦の年月・月日を記した資料があり、睡虎地秦簡と張家山漢簡を結ぶ年代の資料であること、②復元が困難な漢簡にくらべて、木牘一枚の表裏で完結している資料が多く、単独で解読できること、③編纂された「史記」や古墓の資料に対して、県レベル（遷陵県）の文書行政と地方行政の実務を具体的に示していることなどである。これによって里耶秦簡をふくむ長江流域の出土資料は、漢簡を中心に組み立てられた簡牘文書学と

あわせて、全体的な資料学を検討する手がかりを与えることになる。このうち本稿で注目したのは、とくに実務の運営にかかわる側面である。

本稿では、居延漢簡を手がかりとして、里耶秦簡の楬（筭牌）や、文書と簿籍、名籍、出入券、穀物支給記録などの機能を検討してきた。その結果、公表された里耶秦簡は、これまで主体であった行政文書や簿籍の伝達を示すほかに、文書処理と労働編成、倉庫管理などの実務を示す記録簡の機能が多いと推測した。その要点は、以下のとおりである。

一、文書楬と筭牌の関係では、居延漢簡の考察をうけて、基本的に楬（付け札）という範囲のなかで、文書と実物（物品）の楬に分類した。さらに文書楬は、単独・冊書に付ける楬と、竹筭や袋に入れる楬が想定でき、里耶秦簡の筭牌は、そのうち竹筭の付け札にあたる。秦代では、こうした竹筭に、吏曹と尉曹・倉曹の文書や、致書、都郷の文書を一括して保管しており、そのほかにも御史の書や、徵発者の名籍、書籍などを保管したことがうかがえる。

二、秦代の文書行政では、下行文書や上行文書、平行文書、裁判の文書などのほか、文書や簿籍を一括して保管するケースがあった。これに対応して、里耶秦簡では、木牘一枚で文書を処理して、控えを作成し、転送・保管する形態がうかがえる。これらは伝達される行政文書の原本というよりは、むしろ控えとなる記録簡（データベース）である。発信する文書では、明らかに控えの記録である。『発掘報告』に木牘一枚で完結する形態が多いといわれるのは、こうした文書処理の記録が多いことを予測させる。

三、実務に関する資料では、労働編成にかかわる名籍がある。たとえば、木牘 15.01.09 の洞庭郡の命令では、輸送労働が必要なとき、まず県卒と徒隸、居貨贖債、司寇、隱官、県に踐更する者などを徵発し、急なときに一般庶民を徵発するように規定している。ここでは簿籍によつて県官の労働力や、庶民を徵発する状況がうかがえ、庶民の場合

は郷里の戸籍に対応するものであろう。これらの名籍は、報告書となる簿籍を作成するほかに、労働編成の台帳となることが推測できる。また里耶古城の塚から出土した戸籍簡は、県内の名籍か、それとも郷里の戸籍かは、なお検討が必要である。

四、実務に関する資料では、倉庫の穀物や物資を出す祠先農簡が紹介されていた。しかしその内容は、穀物などを出し入れする出入券が基本的な役割で、とくに先農を祀るために穀物などを出し、それを払い下げて売った控え（刻齒簡）が祠先農簡ということになる。このほか疾巳という人物に関する資料は、一ヶ月の穀物支給を控えた記録簡とおもわれる。したがって県の倉曹では、倉庫の簿籍のほかに、それを作成するための記録簡や、個別の出し入れを記録する出入券がある。ここでは、こうした簡牘が全体の一割以上を占めるということが注目される。そのため里耶秦簡は、まだ一部しか公表されていないが、同じように穀物、錢、物品を出し入れする記録の存在が推測できるのである。

五、このほか里耶秦簡では、写真や釈文は公表されていないが、「発掘報告」などに実務資料の内容を紹介している。それは物品に付けた札や、移送の地点を記す札であり、これは保管の付け札や、荷札木簡に相当するであろう。出入券では、錢と穀物、物品の三種類に分かれるといわれており、錢の出入券は、財務を司る少内に属することになる。また実物はないが、木牘には校券と一緒に送るといいう文面がある。したがって里耶秦簡は、たしかに行政文書を反映しているが、基本的には文書の処理と、簿籍の作成と処理、労働力の編成、財務の管理という実務に関する資料群が多いのではないかと予想している。

以上のように、里耶秦簡の記録簡と実務を整理してみると、秦代の郡県制について基本的な性格が明らかになる。それは中央から郡県に長官を派遣する集権的体制で、郡は広く複数の県を管轄するものであるが、実質的には「県」

レベルを最末端の機構として、県の部署と郷里の人びとを集約していることである。これはほぼ共通した認識となっているが、このような実態は、県と郷・里を城郭都市とみなす都市国家論についても再検討をせまるであろう。そして秦代の県では、中央と地方を結ぶ法令、命令などの伝達と、下部からの報告という文書行政を実施していたが、それらの文書を処理して保存し、それによって実務を運営する役割が大きいのではないかと推測される。このとき秦代の郡県制は、文書行政だけではなく、文字資料による官府の運営についても、その基礎ができていたことがわかる。そして居延漢簡などに実務の一面が共通していることから、漢王朝の地方行政は、秦の運営システムを継承して発展させたと考えられる。

このような里耶秦簡の機能は、日本古代の文書木簡や付札と共通した要素をもっている。これらの簡牘は、同じように地方官府の井戸から出土した長沙東牌楼簡牘や三国呉簡、あるいは日本古代木簡と比較しながら、記録簡の用途について検討できるのではないかとおもう。⁽¹⁹⁾

注

- (1) 湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処、龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井發掘簡報」(《文物》二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所「湖南龍山県里耶戰國秦漢城址及秦代簡牘」(《考古》二〇〇三年七期)、湖南省文物考古研究所「里耶發掘報告」(岳麓書社、二〇〇七年)、初山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(《中国古代訴訟制度の研究》京都大学学術出版会、二〇〇六年)、同「山は隔て、川は結ぶ—「里耶發掘報告」を読む」(《東方》三一五、二〇〇七年)、拙稿「訪中ノート—里耶古城參觀記」(《資料学の方法を探る》七、二〇〇八年)など。

- (2) 前掲「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井發掘簡報」、前掲「里耶發掘報告」のほか、テキストと注釈には湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(《中国歴史文物》二〇〇三年一期)、里耶秦簡譯誼会「里耶秦簡訳註」(《中

国出土資料研究」八、二〇〇四年）、馬怡「里耶秦簡選校」（『中国社会科学院歷史研究所學刊』第四集、商務印書館、二〇〇七年）、王煥林「里耶秦簡校詁」（中國文聯出版社、二〇〇七年）などがある。

(3) 凡国棟「里耶秦簡文獻目錄」（武漢大學簡帛研究中心網站、二〇〇七年二月）に概略がある。二〇〇七年一月には、湖南省龍山県で中国里耶古城・秦簡与秦文化国際學術研討会が開催され、この論文集によって考古学と歴史学の全体的な傾向がうかがえる。行政文書では、李学勤「初詔里耶秦簡」（『文物』二〇〇三年一期）、汪桂海「從湘西里耶秦簡看秦官文書制度」（『簡牘研究』二〇〇四）広西師範大學出版社、二〇〇六年）は、漢簡と比較した公文書の形式を指摘している。前掲「里耶秦簡詁注」の初山明「解題にかえて」は、木質⑤、6を例として、冊書の一変形とみなしており、里耶秦簡講説会「里耶秦簡研究ノート」（『中国出土資料研究』九、二〇〇五年）には歴史地理、制度などにかかわる考察がある。

(4) 簡牘資料の位置づけは、拙稿「中国古代の社会と情報伝達」（『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、二〇〇八年）で展望した。また拙稿「里耶秦簡と秦代郡県の社会」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一九、二〇〇五年）、同「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二一、二〇〇六年）、同「里耶秦簡の情報システム」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二三、二〇〇七年）、同「始皇帝と秦帝国の情報伝達—『史記』と里耶秦簡」（『資料学の方法を探る』七、二〇〇八年）のほか、中文訳に同「里耶秦簡の文書形態与信息伝達」（『簡帛研究』二〇〇五）広西師範大學出版社、二〇〇七年）、同「里耶秦簡与秦帝国の情報伝達」（中国里耶古城・秦簡与秦文化国際學術研討会の提出論文、二〇〇七年）がある。

(5) 劳幹編「居延漢簡」圖版之部（中央研究院歷史語言研究所、一九七七年再版）、中国社会科学院考古研究所編「居延漢簡甲乙編」（中華書局、一九八〇年）、甘肅省文物考古研究所、甘肅省博物館、中国文物研究所、中国社会科学院歷史研究所編「居延新簡」甲渠候官（中華書局、一九九四年）、永田英正「新居延漢簡の概観」（『東方学』八五輯、一九九三年）など。

(6) 李学勤前掲「初詔里耶秦簡」、汪桂海前掲「從湘西里耶秦簡看秦官文書制度」、初山前掲「湖南龍山里耶秦簡概述」、同「山は隔て、川は結ぶ」など。

(7) 大庭脩「秦漢法制史の研究」（創文社、一九八二年）、同「漢簡研究」（同朋舎出版、一九九二年）、永田英正「居延漢簡の研究」序章（同朋舎出版、一九八九年）。

- (8) 永田前掲「居延漢簡の研究」、李均明・劉軍「簡牘文字學」(広西教育出版社、一九九九年)、李天虹「居延漢簡簿籍分類研究」(科學出版社、二〇〇三年)など。
- (9) 初山明「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために」(「木簡研究」一七、一九九五年)。
- (10) 前掲「里耶發掘報告」彩版二十四に写真がある。
- (11) 前掲「簡牘文字學」四三七、四四一頁。
- (12) 「致書」については、大庭前掲「漢簡研究」第二篇第二章「漢代の符と致」、李天虹「漢簡の致籍考辨」(「文史」二〇〇四年二期)、拙稿「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘—伝と致の情報伝達」(「愛媛大学法文学部論集」人文学科編二二、二〇〇七年)がある。
- (13) 木簡^⑤5、6の背面に、県から都郷への命令伝達があり、^⑤9に県と都郷、啓陵郷とのやりとりがみえる。
- (14) 拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」。
- (15) 前掲「簡牘文字學」。また湖南省博物館など編「馬王堆漢墓一号漢墓」(文物出版社、一九七三年)には、物品を入れる竹簡に付られた「衣筒」などの木牌四九枚がある。
- (16) テキストは「張家山漢墓竹簡(二四七号墓)」(文物出版社、二〇〇一年)の写真と、「張家山漢墓竹簡(二四七号墓)」(積文修訂本(文物出版社、二〇〇六年)にくわえて、「二年律令與奏讞書」(上海古籍出版社、二〇〇七年)に赤外線写真と釈文がある。また池田雄一編「奏讞書—中国古代の裁判記録」(刀水書房、二〇〇二年)、蔡万進「張家山漢簡(奏讞書)研究」(広西師範大学出版社、二〇〇六年)がある。「張家山漢墓竹簡」注釈は蒼梧を南郡の県とするが、「二年律令與奏讞書」は蒼梧郡との関係とみなし、陳偉「秦蒼梧・洞庭二郡芻論」(「歴史研究」二〇〇三年五期)は、里耶秦簡の「蒼梧郡」が長沙郡にあたりと考証している。「三国志」蜀書、卷三六黄忠伝では、黄忠が南陽の人で、荊州牧の劉表が中郎將に任命して長沙の攸県を守ったといい、攸県は長沙郡に属している。したがってこの案件は、蒼梧郡の利郷で反乱が起こり、それに攸県からも新黔首を徵発して対応したが、逃亡者が出たため論断する必要があり、おそらく攸県の県令であった座は、それが掌握できなかつた。そのため御史は、南郡の卒史を通じて、蒼梧郡の再調査を依頼したということになろう。

(17) 前掲「張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕」。また湖南省文物考古研究所等「沅陵虎溪山一号漢墓發掘簡報」〔文物〕二〇〇三年一期にも、竹簡の側に竹筭が置かれている。

(18) 永田英正「居延漢簡の研究」第一部第三章「簿籍簡牘の諸様式の分析」(同朋舎出版、一九八九年)、同「文書行政」(殷周秦漢時代史の基本問題)汲古書院、二〇〇一年)など。

(19) 図版は、前掲「居延漢簡」図版之部と「居延漢簡甲乙編」があるが、両者の写真や表裏の寸法が異なっている。一覧表では、形態の目安として「居延漢簡」図版之部の寸法を記した。また半分の幅で表裏にわたるものは文字を入れ、寸法を補足している。

(20) 簡牘の位置は、永田前掲「新居延漢簡の概観」に説明がある。表2、表3の一覧は、前掲「居延漢簡」甲渠候官の写真による。

(21) 大庭前掲「秦漢法制史の研究」補論「居延新出「候粟君所責寇恩事」冊書」、初山前掲「中国古代訴訟制度の研究」第三章「居延出土の冊書と漢代の聴訟」など。

(22) 永田前掲「居延漢簡の研究」第Ⅱ部第四章「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治組織」。

(23) 陳偉「秦と漢初の文書伝達システム」(前掲「古代東アジアの情報伝達」)。

(24) 拙稿前掲「里耶秦簡の情報システム」、同「始皇帝と秦帝国の情報伝達」。

(25) ここでは同筆と別筆の可能性があるが、その書写の形態から処理を区分したものである。

(26) 表4は前掲「居延漢簡」甲渠候官の写真により、一部に居延漢簡の例を追加した。

(27) 里耶秦簡の木牘とは異なって、必ずしも一枚の木簡ではない。文章が二簡以上にわたる場合は、書き出し一簡の裏に、控えの名前などを記している。

(28) 前掲「里耶秦簡訳註」に、一部の指摘がある。木牘⑧〔2〕は、正面の本文と背面の発信記録を記した文書であるが、ここでは発信を左側に書いている。これは受信記録がないため、とくに背面ということを意識したのであろう。

(29) 「発掘報告」一八〇頁では、別の封泥匣に物品の名称と数量を記すというが、それは「16」「銭三百……」「17」「白穀三斗、11-18」「黄穀六斗」などである。これらの封検に宛名はなく、おそらく物品を入れた袋などに付けられたものであろう。

(30) 山田勝芳「秦漢財政収入の研究」(汲古書院、一九九三年)、重近啓樹「秦漢税役体系の研究」(汲古書院、一九九九年)、拙著前

- 掲「中国古代国家と郡県社会」など。
- (31) 拙稿前掲「里耶秦簡の情報システム」。
- (32) 二〇〇七年の中国里耶古城・秦簡与秦文化国際学術研討会提要には戸籍簡の論文が多く、邢義田「龍山里耶秦遷陵縣城遺址出土某郷南陽里戸籍簡試探」(武漢大学簡帛研究中心簡帛網、二〇〇七年一月)、鈴木直美「里耶秦簡にみる秦の戸口把握」(『東洋学報』八九―四、二〇〇八年)をはじめ、今後は戸籍簡の研究が進展するとおもわれる。ここでは形式だけを確認しておく。
- (33) 拙稿前掲「里耶秦簡の情報システム」。
- (34) 邢義田「湖南龍山里耶」⑧⑨和⑩⑪⑫号秦簡的文書構成・筆跡和原檔存放形式」(『簡帛』第一輯、武漢大学簡帛研究中心、二〇〇六年)、片野竜太郎「里耶秦簡に見える債務労役」(前掲「里耶秦簡研究ノート」)などに考察があり、拙稿前掲「里耶秦簡の文書形態と情報伝達」では保存との関係を論じた。
- (35) 于振波「里耶秦簡中的“除郵人”簡」(『湖南大学学报』社会科学版一七一三、二〇〇三年)、高村武幸「漢代の地方官吏と地域社会」第三部第二章「秦・漢初の郷」(汲古書院、二〇〇八年)など。
- (36) 張俊民「龍山里耶秦簡二題」(『考古与文物』二〇〇四年四期)。
- (37) 天長市文物管理所、天長市博物館「安徽天長西漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇六年二期)、何有祖「安徽天長西漢墓所見西漢木牘管窺」(武漢大学簡帛研究中心簡帛網、二〇〇六年二月)。
- (38) 永田前掲「居延漢簡の研究」第一部第一章「居延漢簡の集成一」。
- (39) 「発掘報告」一九四―一九六頁。
- (40) 張春龍「里耶秦簡校券和戸籍簡」(『中国簡帛学国際論壇』二〇〇六論文集』武漢大学、台湾大学、シカゴ大学、二〇〇六年)、同「里耶秦簡祠先農・祠尊和祠隄校券」(『簡帛』第二輯、上海古籍出版社、二〇〇七年)、彭浩「說里耶秦簡之校券 補記」(中国里耶古城・秦簡与秦文化国際学術研討会提要、二〇〇七年)。ここでは、ほかに祠尊、祠隄の券を紹介しており、庫某と佐、令史の官がいる。
- (41) 「発掘報告」と張春龍氏の論文では説明していないが、これらの木牘は⑭⑮⑯、⑰⑱⑲のように同一の文章が一枚に書かれているよ

うである。とすれば、その分割先は一方が倉庫の控えとなり、もう一方は帳簿を作成する記録となるのだろうか。その類推として、胡平生「木簡出入取予券書制度考」(『胡平生簡牘文物論集』蘭台出版社、二〇〇〇年)が参考になる。

(42) 初山前掲「刻齒簡牘初探」。「簡牘文書学」では符券類を設けているが、とくに出入券を説明していない。

(43) 「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇年)の「秦律十八種」倉律、效律。太田幸男「湖北睡虎地出土秦律の倉律をめぐって(一、二)」(一九八〇)、同「同追補」(一九九二、以上、改訂して「中国古代国家形成史論」に収録、汲古書院、二〇〇七年)、大楠敦弘「秦代国家の穀倉制度」(『海南史学』二八、一九九〇年)、同「雲夢秦簡倉律より見た戦国秦の穀倉制度」(『海南史学』三〇、一九九二年)など。

(44) 張春龍「里耶秦簡中記録疾已和丞某用齋情况的簡牘」(中国里耶古城・秦簡与秦文化国際学術研討会提出論文、二〇〇七年一〇月)。

(45) 穀物支給については、富谷至「漢代穀倉制度」(『東方学報』京都六八、一九九六年)、宮宅潔「漢代の敦煌職線と食料管理」、佐藤達郎「馬圈湾出土の食料支給関係簡」(以上、富谷至編「辺境出土木簡の研究」朋友書店、二〇〇三年)などがある。

(46) 馬怡「里耶秦簡中幾組涉及校券的官文书」(中国里耶古城・秦簡与秦文化国際学術研討会提出論文、二〇〇七年一〇月)。券の名称では、木牘⑤⑥に二十六年の船を貸し出した「賁券」や、木牘⑨1、12に、三十三年に陽陵県卒の「錢校券」がある。

(47) 初山前掲「刻齒簡牘初探」。

(48) 拙稿前掲「里耶秦簡の情報システム」。

(49) たとえば、本稿でみた文書と実物の楊や、文書・簿籍の処理、出入券と支給記録簡などは、木簡学会編「日本古代木簡集成」(東京大学出版会、二〇〇三年)では、文書木簡のなかで、①文書軸、②記録関係木簡、③伝票、食料支給の木簡と共通した機能をもっている。また里耶秦簡の物品楊は、日本の荷札木簡に類似している。したがって中国の簡牘文書学で分類した文書と簿籍や、古墓に収められていた竹簡と帛書の書籍は、日本では紙の文書と書籍にあたるものが多く、実務に関する文書木簡は、同じように実務に関する秦漢時代の簡牘とよく似ていることになる。これらは秦漢時代に紙が普及しておらず、木簡と木牘、竹簡を使っていたというだけでは説明できないものである。今後は、里耶秦簡などの文書と記録簡の分析によって、日本古代木簡との比較検討ができるのではないかと考える。

